

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年 3 月 30日

湖西市長 田内 浩之



湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦（妊娠の可能性のある者を含む。以下同じ。）の経済的負担軽減を図ることで早期の産科受診を促すとともに、必要な支援につなげ、妊婦及び胎内にある子の健康の保持増進を図るための低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（第4条において「対象者」という。）は、妊娠の兆候がある者のうち、妊娠判定を受ける初回の産科受診（以下「受診」という。）の日において市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民税非課税世帯又はこれと同等の所得状況にあると認められる世帯に属する者
- (2) 本人に所得がなく、同一世帯に属する者からの経済的援助が期待できない者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(助成対象費用及び助成額)

第3条 助成の対象となる費用は、産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用とする。

2 助成額は、前項に規定する費用の自己負担相当額とし、1回の妊娠に係る判定につき1万円を限度とする。

(申請の要件)

第4条 助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも同意するものとする。

- (1) 本市が申請者の属する世帯の課税状況等を確認すること。
- (2) 本市が本事業に係る医療機関その他関係機関と必要な情報を相互に確認し、及び共有すること。
- (3) 本市からの妊娠、出産及び育児に必要な支援を受けること。
- (4) 助成券（第 6 条に規定する助成券をいう。）の他人への譲渡及び不正使用をしないこと。

（助成の申請）

第 5 条 申請者は、低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、助成の申請をするものとする。

（助成の決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券兼結果報告書（様式第 2 号。以下「助成券」という。）により、適当と認めない場合は湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券不交付通知書（様式第 3 号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（受診方法等）

第 7 条 前条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受診者」という。）は、市が指定する医療機関（以下「委託医療機関」という。）に助成券を提出して受診するものとする。

- 2 受診者は、委託医療機関に助成券を提出することにより、助成金の受領を委託医療機関に委任するとともに、受診に要した額が第 3 条第 2 項に規定する限度額を超えた場合には、その超えた額を受診した委託医療機関に直接支払うものとする。
- 3 委託医療機関は、助成券の提出があったときは、診察結果及び助成額を助成券に記載するものとする。

（委任払による助成）

第 8 条 委託医療機関は、助成券の提出を受けて診療を行ったときは、低所得の妊婦に対する初回産科受診費用請求書（様式第 4 号）に助成券を添えて、診療した月の翌月 10 日までに市長に助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに委託医療機関へ当該請求金額を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、受診者に対し助成金の支払があったものとみなす。

（償還払による助成）

第 9 条 第 4 条から前条までの規定にかかわらず、市長は申請者がやむを得ない事由等により、助成券を持たずに委託医療機関を受診したとき又は委託医療機関以外の

産科医療機関を受診したときは、当該申請者に対し、償還払により助成金を交付することができる。

- 2 第4条（第4号を除く。）の規定は、前項の規定により助成金の交付を受けようとする者について準用する。
- 3 第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、受診の日から起算して3か月以内に低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。
 - (1) 受診に要した費用に係る領収書及び明細書の写し
 - (2) 妊娠判定結果が分かる医療機関で発行された書類（原本に限る。）
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請した者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する場合において、第1項の規定による助成金の交付が適当と認めた場合は、当該助成金を申請した者に速やかに支払うものとする。
（助成の返還等）

第10条 市長は、偽りその他の不正な行為により助成を受けた者に対し、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券交付申請書

年 月 日

（宛先）湖西市長

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、助成を受けたいので、同意事項を承諾の上、以下のとおり申請します。

氏名		生年月日		
住所		連絡先		
受診理由	<input type="checkbox"/> 妊娠の兆候があったため（月経が止まった、つわり様症状がある等） <input type="checkbox"/> 市販の妊娠検査薬で陽性反応が出たため <input type="checkbox"/> その他（ ）			
世帯状況 （同居している人全員を書いてください）	氏名	生年月日	続柄	備考（職業等）

同意事項

- 1 本市が申請者の属する世帯等の課税状況等を確認すること。
- 2 本市が本事業に係る医療機関及びその他関係機関と必要な情報を相互に確認し、及び共有すること。
- 3 本市からの妊娠、出産及び育児に必要な支援を受けること。
- 4 助成券の他人への譲渡及び不正使用をしないこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

湖西市長

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券不交付通知書

年 月 日付けで交付の申請のありました湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券につきまして、次の理由により交付しませんので、その旨を通知します。

不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用請求書

金 円也

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり請求します。

(内 訳)

区 分	単 価	受診者数	金 額
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用		人	円
		人	円
		人	円
合 計		人	円

年 月 日

(宛先) 湖西市長

医療機関所在地

名 称

代表者名

振込先 金融機関	金融機関名	口座種別	普通・当座・別段
	支 店 名	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 湖西市長

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業実施要綱第 9 条の規定に基づき助成を受けたいので、同意事項を承諾の上、以下のとおり申請します。

氏名			生年月日	
住所			連絡先	
受診理由	<input type="checkbox"/> 妊娠の兆候があったため (月経が止まった、つわり様症状がある等) <input type="checkbox"/> 市販の妊娠検査薬で陽性反応が出たため <input type="checkbox"/> その他 ()			
世帯状況 (同居している人全員 書いてください)	氏名	生年月日	続柄	備考(職業等)

同意事項

- 1 本市が申請者の属する世帯等の課税状況等を確認すること。
- 2 本市が本事業に係る医療機関及びその他関係機関と必要な情報を相互に確認し、及び共有すること。
- 3 本市からの妊娠、出産及び育児に必要な支援を受けること。

振込先 * 振込先の口座名義人と、申請者の名前は必ず一致させてください。

金融機関名	銀行・金庫 農協		本店・営業部 支店・出張所		金融機関コード	店番コード
	1 普通	2 当座	口座番号			
預金種別						(右詰記入)
フリガナ						
口座 名義人*						

添付書類

- 1 受診に要した費用に係る領収書及び明細書 (写し)
- 2 妊娠判定結果が分かる医療機関で発行された書類 (原本)

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

湖西市長

湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金につきまして、以下のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定の内容 交付 ・ 不交付

- 2 （交付決定の場合） 交付決定額 金 _____ 円

- 3 （不交付の場合） 不交付の理由